

# 平成20年1月定例教育委員会

開催日時 平成20年1月25日(金) 午後1時～午後1時40分

開催場所 茨城県教育委員室

出席委員	委員長	和田 洋子
	委員長職務代理者	和田 芳武
	委員	関 正樹
	委員	大久保 博之
	委員	福岡 和子
	委員(教育長)	稲葉 節生

事務局出席者については、別紙のとおり

## 議 事

### 1 報告事項

- |     |        |   |         |
|-----|--------|---|---------|
| 公 開 | 報告第16号 | 茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則制定の専決について | (総務課)   |
| 公 開 | 報告第17号 | 茨城県立学校管理規則等の一部を改正する規則制定の専決について                    | (高校教育課) |
| 公 開 | 報告第18号 | 茨城県教育庁等事務専決規程等の一部を改正する訓令制定の専決について                 | (高校教育課) |

### 2 議案事項

- |     |        |   |         |
|-----|--------|---|---------|
| 公 開 | 第70号議案 | 茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給条例の一部を改正する条例案に対する意見について | (総務課)   |
| 非公開 | 第71号議案 | 損害賠償請求事件に係る和解についての議案に対する意見について              | (高校教育課) |
| 非公開 | 第72号議案 | 住民訴訟に係る弁護士報酬の負担についての議案に対する意見について            | (高校教育課) |
| 非公開 | 第73号議案 | 茨城県生涯学習審議会委員の解任及び委嘱について                     | (生涯学習課) |
| 非公開 | 第74号議案 | 茨城県文化財保護審議会委員の委嘱について                        | (文化課)   |

### 3 協議事項

- |     |     |   |         |
|-----|-----|---|---------|
| 非公開 | (1) | 茨城県生涯学習審議会委員の解任及び委嘱に係る協議について<br>協議終了後、第73号議案として審議 | (生涯学習課) |
| 非公開 | (2) | 茨城県文化財保護審議会委員の委嘱に係る協議について<br>協議終了後、第74号議案として審議    | (文化課)   |

非公開の議案等については、会議録は公開されません。

## 会議録

### 1 開 会

委員長から開会の宣言があり、非公開審議項目についての提案がなされ、各委員から了承されました。

### 2 議 事

#### **報告第16号 茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則制定の専決について**

(総務課長) 技能労務職員の給与改定等については、労使交渉の妥結が遅れたため、事務処理上、一般職員と同時期に差額を支給することが困難であったことから、平成19年12月25日開催の教育委員会会議において、暫定的に給与改定等を適用させないため「一般職員に準拠しない」改正(付則の追加)を行ったところです。

今回、平成20年1月15日に現業職全員に差額を支給することになったことから、「一般職員に準拠する」規定に戻す改正を行なおうとするものです。

なお、専決の理由については、差額支給の1月15日までに差額支給可能な規定に戻す必要があったことから、専決としたものです。

改正の内容については、一般職員同様、若年層の給料引き上げ等を行うものです。

また、これらの措置は、知事部局の技能労務職員と同様の措置となっています。

#### **【主な質疑・意見等】**

特になし

**報告第16号については、全員一致で承認されました。**

#### **報告第17号 茨城県県立学校管理規則等の一部を改正する規則制定の専決について**

(高校教育課長) 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令により、学校教育法施行規則等の一部が改正されたことに伴い、関係規則について所要の改正を行うものです。

改正の内容は、学校教育法施行規則の一部改正により、連携型中高一貫教育の教育課程編成に関する規定が第87条に移動したことから、この規定を引用している「茨城県県立学校管理規則」及び「茨城県県立高等学校学則」について、引用条文中の条項番号を改めるものです。

また、子どもの発達の段階や学びの連続性を確保する観点から、学校種の規定順及び児童生徒等の規定順が改正されたことに伴い、「茨城県県立学校管理規則」ほか3規則について、学校教育法施行規則と同様に規定順を改正するものです。

なお、専決の理由については、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令の公布日が平成19年12月25日、施行日が翌12月26日であったことから、専決としたものです。

#### **【主な質疑・意見等】**

(委員) 学校種の並び順を改正する理由は。なぜ、今頃になって変えるのですか。

(事務局) 学びの連続性を考慮した場合、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校」とするのが適当であることから今回改正するものです。

**報告第17号については、全員一致で承認されました。**

**報告第18号 茨城県教育庁等事務専決規程等の一部を改正する訓令制定の専決について**

(高校教育課長) 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令により、学校教育法施行規則等の一部が改正されたことに伴い、関係訓令について所要の改正を行うものです。

改正の内容は、学校教育法施行規則等の一部改正により、「茨城県教育庁等事務専決規程」ほか2つの訓令において、児童生徒等の規定順を「児童、生徒、幼児」の順から「幼児、児童、生徒」の順に改めるものです。

なお、専決の理由については、報告第17号と同様です。

**【主な質疑・意見等】**

(委員) 児童と生徒の区別は、どこで区切りをつけているのですか。

(事務局) 小学生を児童、中学生からを生徒としています。

**報告第18号については、全員一致で承認されました。**

**第70号議案 茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給条例の一部を改正する条例案に対する意見について**

(総務課長) この議案は、平成20年第1回茨城県議会定例会に提出するため、知事から意見を求められたことから、これに同意しようとするものです。

へき地手当については、へき地教育振興法に基づき、へき地における教育水準の向上を図ることを目的として、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない地域に所在する学校の教職員に対して支給されているものです。

今回の改正は、現在へき地学校に準ずる学校に指定されている常陸太田市立金砂小学校が、平成20年3月31日をもって廃校となることから、当該学校をへき地学校等の指定から削除するものです。

**【主な質疑・意見等】**

(委員) へき地学校は、現在何校ありますか。

(事務局) 高萩市の君田小学校、君田中学校、大子町のさはら小学校及び生瀬中学校の4校です。

なお、へき地学校に準ずる学校は、現在6校ですが、今回の改正により5校になります。

(委員) へき地学校はどのような基準で定めているのですか。

(事務局) へき地等の学校については、6年に1度見直しを行っており、駅又は停留所、医療機関、郵便局、文化施設等までの距離及び交通機関の運行状況の要件等をへき地教育振興法施行規則に規定された基準により点数化し、その合計点数により区分しています。

**第70号議案については、全員一致で可決されました。**

**3 閉 会**

非公開審議後、委員長から閉会の宣言がなされました。